

水道料金・下水道使用料に関するお知らせ

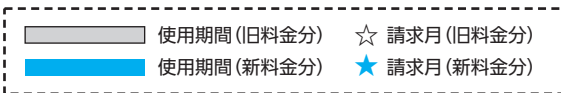


▲改定について ▲減免について

【問い合わせ】新料金や請求額について : 水道お客様センター ☎84-0679
 改定や減免の詳細について : 上下水道経営課 ☎84-0680

水道料金・下水道使用料を改定します

みなさまに安定したサービスを提供するため、10月から水道料金・下水道使用料を改定します。一般的な家庭の標準的な使用量(口径20mm、1か月20㎡使用)の場合、上下水道あわせて1,310円(2か月/税抜)の増額になります。



請求スケジュール

		新料金開始(10月1日~)						
		令和8年8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月
奇数月請求 (半田・成岩地区) ※青山地区含む	令和8年9月請求		☆					
	令和8年11月請求				☆			
	令和9年1月請求						★	
偶数月請求 (乙川・亀崎地区)	令和8年10月請求			☆				
	令和8年12月請求					☆		
	令和9年2月請求							★

- ★旧料金期間(9月30日まで)の使用が含まれている場合は、すべて旧料金での請求です。
- ★新料金での請求は、令和9年1、2月以降となります。

水道料金の基本料金を減免します ※下水道使用料は対象外

物価高騰に対する生活支援として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、水道料金のうち基本料金を8か月間減免します。

- 減免期間** 7月請求分から令和9年2月請求分までの8か月間
 ◇奇数月請求地区(半田・成岩地区 ※青山地区も含む) : 7、9、11月、令和9年1月請求分
 ◇偶数月請求地区(亀崎・乙川地区) : 8、10、12月、令和9年2月請求分

- 減免金額** 7月~12月請求分 : 基本料金全額
 令和9年1、2月請求分 : 基本料金のうち料金改定による増額分

【口径20mmを使用している方の場合】

		旧料金						新料金		
		710円/月(全額減免)						340円/月(一部減免)		
		710円/月(使用者負担)						1,050円/月(使用者負担)		
奇数月請求地区	(請求月) R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	新料金請求開始 R9.1	R9.2	R9.3	R9.4
偶数月請求地区										

(税抜)

※今回の減免について、申請手続き等は不要です。減免金額を差し引いて請求します。